

令和8年度 事業計画（案） 新旧対照表

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|---|---|
| I．令和8年度の船員保険運営の基本方針 | I．令和7年度の船員保険運営の基本方針 |
| <p>協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。</p> <p>船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえつつ、保有するデータを活用して、効果的・効率的に事業運営を行い、その結果についてKPI（重要業績評価指標）による検証等を実施する。</p> <p><u>深刻化する船員不足に対応し将来にわたって安定的に船員を確保していくための環境整備等を行うため、2025（令和7）年5月には船員法等の一部を改正する法律が公布された。こうした中、保険者として船員の健康づくりを推進し職場環境の向上に寄与することを通じて、人材確保を側面から後押ししていくことの重要性はますます高くなっています。国土交通省、水産庁、経済産業省、厚生労働省等の関係省庁や関係団体と連携し、引き続き各種施策を強力に推進する。</u></p> <p>2026（令和8）年1月にサービスイン（稼働開始）<u>した新たな船員保険システムを安定稼働させ、適正かつ効率的な基盤的業務を確保することで加入者サービスの向上、保険者としての基盤的業務の強化等を図る。</u></p> <p>事業運営に当たっては、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。</p> <p>II．に掲げる主な重点施策の実施方針は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 基盤的保険者機能については、<u>新たな船員保険システムを安定稼働させ、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適</u></p> | <p>協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。</p> <p>船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえつつ、保有するデータを活用して、効果的・効率的に事業運営を行い、その結果についてKPI（重要業績評価指標）による検証等を実施する。</p> <p><u>船員の働き方改革や健康確保に向けて、2023（令和5）年4月に改正船員法施行規則等が施行された。これにより、船員の健康づくりの基盤が一層整備されることから、国土交通省、経済産業省、厚生労働省、水産庁等の関係機関と連携し、引き続き各種施策を強力に推進する。</u></p> <p>船員保険事業が協会へ移管されて以来使用してきた船員保険システムの刷新については、2026（令和8）年1月のサービスイン（稼働開始）<u>を確実に実施し、適正かつ効率的な基盤的業務を確保することで加入者サービスの向上を図る。</u></p> <p>事業運営に当たっては、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。</p> <p>II．に掲げる主な重点施策の実施方針は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 基盤的保険者機能については、<u>レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財</u></p> |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|---|
| <p>正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに、福祉事業を着実に実施することにより、船員の健康づくりに寄与する。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進・国際化への対応による加入者の利便性向上を図る。</p> <p>（2） 戰略的保険者機能については、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画に<u>着実に取り組み</u>、船舶所有者と連携して実施する「船員の健康づくり宣言」を中心に船員の健康確保に向けた取組を推進する。</p> <p>また、<u>船員の特殊性を考慮し様々な広報媒体や手法を組み合わせ、効果的に広報を実施するとともに、加入者や船舶所有者にとって身近な存在であり、SDGsにも資する医療保険者としての協会の社会的役割や取組についてもわかりやすく伝える。</u></p> <p>さらに、船員健康づくりサポーターを拡大すること、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者や船舶所有者の利益の実現を図っていく。</p> <p>（3） 組織・運営体制については、保険者機能の更なる強化・発揮のため、人材育成、人事制度の適正運用等を踏まえた組織基盤の整備・強化を図るとともに、内部統制・リスク管理を強化する。</p> <p>また、<u>新たな船員保険</u>システムの安定稼働を確保し、制度改正等に<u>探し適切な対応を行う。</u></p> | <p>政運営に努めるとともに、福祉事業を着実に実施することにより、船員の健康づくりに寄与する。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進・国際化への対応による加入者の利便性向上を図る。</p> <p>（2） 戰略的保険者機能については、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画に<u>基づき</u>、船舶所有者と<u>も</u>連携して実施する「船員の健康づくり宣言」を中心に、<u>船員の健康確保に向けた取組を推進する。</u></p> <p>また、<u>加入者や船舶所有者の身近な存在としての協会を目指し、SDGsにも資する医療保険者としての協会の社会的役割や取組を利用者にとってわかりやすく、時宜を得た広報・情報提供を積極的かつ計画的に行うとともに船員健康づくりサポーターを拡大すること、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者や船舶所有者の利益の実現を図っていく。</u></p> <p>（3） 組織体制の強化については、保険者機能の更なる強化・発揮のため、人材育成、人事制度の適正運用等を踏まえた組織基盤の整備・強化を図るとともに、内部統制・リスク管理を強化する。</p> <p>また、システムの安定稼働を確保し、制度改正等に<u>係る適切な船員保険システムの実現を図る。</u></p> |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| II. 主な重点施策 | II. 主な重点施策 |
| <p>(1) 基盤的保険者機能</p> <p>① 健全な財政運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>船員保険協議会において丁寧な説明をしつつ、中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。</u> <p>【重要度：高】</p> <p>船員保険は、わが国の海運及び水産を支える船員及び家族、船舶所有者からなる唯一の保険者であり、船員保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>② 正確かつ迅速な業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目指に着実に実施する。 ・職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。 <p>③ 適正な保険給付の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する加入者への文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。 | <p>(1) 基盤的保険者機能</p> <p>① 健全な財政運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>船員保険は、わが国の海運及び水産を支える船員及び家族、船舶所有者からなる唯一の保険者であり、船員保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>② 正確かつ迅速な業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目指に着実に実施する。 ・職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。 <p>③ 適正な保険給付の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する加入者への文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。 |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。 被扶養者資格の再確認について、<u>引き続き、マイナンバーを活用した事前調査により対象者を絞り込み、加入者・船舶所有者の負担軽減を図る。また、</u>日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、効率的な再確認を実施するとともに、未提出事業所に対する勧奨により、被扶養者資格の再確認を徹底する。 | <ul style="list-style-type: none"> 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。 被扶養者資格の再確認について、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、効率的な再確認を実施するとともに、未提出事業所に対する勧奨により、被扶養者資格の再確認を徹底する。 |
| <p>④ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプトの資格点検業務、外傷点検業務を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。 レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を注視しつつ外部委託事業者と協議を重ね、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努める。 <p>■ KPI：被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする (※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額＝ (レセプト点検により査定(減額)した額－レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数</p> | <p>④ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプトの資格点検業務、外傷点検業務を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。 レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を注視しつつ外部委託事業者と協議を重ね、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努める。 <p>■ KPI：被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする (※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額＝ (レセプト点検により査定(減額)した額－レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数</p> |
| <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>システムによる債権管理により、収納確認から催告業務に至る一連の処理を効率的かつ確実に実施する。</u> 資格喪失後受診の返納金債権等について、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底する。 | <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格喪失後受診の返納金債権等について、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底する。 |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・保険者間調整を積極的に活用するとともに、文書催告、<u>弁護士等と連携した催告</u>、支払督促等の法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。 ・オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、資格喪失時の届出について、船舶所有者から早期かつ適正な届出が行われるよう、日本年金機構等と連携し、周知広報を行う。併せて、資格確認書が交付されている場合は、資格喪失届等に添付していただくよう周知広報を行う。 <p>【困難度：高】</p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、社会保険診療報酬支払基金（原審査）によるレセプト振替サービス※1 が着実に拡充しており、保険者間調整※2 に係る債権回収の減少が見込まれるため、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、船員保険の債権総額は小規模であるため、特に高額債権の回収の有無が回収率に大きく影響を及ぼす状況にある。さらに、船員の働き方の特性として、乗船中一定期間は陸上を離れることから、催告が迅速な納付行動に結びつかない背景もあり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>■ KPI : ① 現年度の返納金債権の回収率について、過去3年度の平均値以上とする ② 過年度の返納金債権の回収率について、過去3年度</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・保険者間調整を積極的に活用するとともに、文書催告<u>や支払督促</u>等の法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。 ・オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、資格喪失時の届出について、船舶所有者から早期かつ適正な届出が行われるよう、日本年金機構等と連携し、周知広報を行う。併せて、<u>保険証または</u>資格確認書が交付されている場合は、資格喪失届等に添付していただくよう周知広報を行う。 <p>【困難度：高】</p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、社会保険診療報酬支払基金（原審査）によるレセプト振替サービス※1 が着実に拡充しており、保険者間調整※2 に係る債権回収の減少が見込まれるため、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、船員保険の債権総額は小規模であるため、特に高額債権の回収の有無が回収率に大きく影響を及ぼす状況にある。さらに、船員の働き方の特性として、乗船中一定期間は陸上を離れることから、催告が迅速な納付行動に結びつかない背景もあり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>■ KPI : ① 現年度の返納金債権の回収率について、過去3年度の平均値以上とする ② 過年度の返納金債権の回収率について、過去3年度</p> |

| 新（令和8年度） の平均値以上とする | 旧（令和7年度） の平均値以上とする |
|--|--|
| <p>⑥ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> i) <u>マイナ保険証による保険診療等の周知徹底</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>引き続きマイナ保険証について、利用率等のデータ分析結果を踏まえて、効果的に、加入者・船舶所有者に対してマイナ保険証の利便性や利活用の推進に係る広報を行うとともに、資格確認書の説明や医療機関等の受診方法等の周知を行う。</u> ・ マイナンバーが未登録の加入者に対して、船舶所有者を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。 ・ マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。 ・ 船員労働の特殊性も踏まえ、関係者と連携した制度に係る広報や資格確認書の円滑かつ可及的速やかな発行等に取り組む。 | <p>⑥ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> i) <u>オンライン資格確認等システムの周知徹底</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・船舶所有者に周知する。</u> ・ <u>2023（令和5）年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・船舶所有者にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</u> ・ <u>マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。</u> ・ マイナンバーが未登録の加入者に対して、船舶所有者を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。 ・ マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。 ii) <u>マイナンバーカードと保険証の一体化への対応</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2025（令和7）年12月1日に従来の保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅滞なく、円滑な発行等に取り組む。また、加入者からのマイナ保険証、オンライン資格確認などの問い合わせについて専用で対応するマイナンバーコールセンター（多言語対応）の質の向上を図るとともに円滑に運用する。</u> ・ 船員労働の特殊性も踏まえ、関係者と連携した制度に係る広報や資格確認書の円滑かつ可及的速やかな発行等に取り組む。 |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、<u>適切に資格確認書を発行する。</u> マイナンバーを活用したサービス向上及び業務効率化を検討する。 <u>電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・船舶所有者にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</u> | <ul style="list-style-type: none"> <u>特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。</u> マイナンバーを活用したサービス向上及び業務効率化を検討する。 |
| <p><u>ii) 電子申請等の周知</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月に<u>スタートした</u>電子申請等について船舶所有者・加入者等に対して<u>周知広報を行う。</u> <p>【重要度：高】</p> <p><u>マイナ保険証による医療機関等受診により、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながる。また、電子申請については、加入者の利便性向上に寄与するなど重要度が高い。</u></p> | <p><u>iii) 電子申請等の導入</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月の電子申請等の導入に向け、システム開発を進める。また、船舶所有者・加入者に対して広報を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p><u>オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・船舶所有者の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>経過措置期間が終了し、保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎ても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。</u></p> |
| <p>⑦ 制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。 | <p>⑦ 制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。 |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を協会に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。 <p>■ KPI : ① 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、過去3年度の平均値以上とする ② 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、過去3年度の平均値以上とする</p> <p>⑧ 福祉事業の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所としての役割を果たしていくため、当事業の質の向上を図るとともに、広報を通じた認知度の向上に取り組み、船員労働の実情に即した事業運営となるよう、引き続き検討を進める。 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の向上及び健康づくりのため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を協会に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。 <p>■ KPI : ① 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、過去3年度の平均値以上とする ② 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、過去3年度の平均値以上とする</p> <p>⑧ 福祉事業の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所としての役割を果たしていくため、当事業の質の向上を図るとともに、広報を通じた認知度の向上に取り組み、船員労働の実情に即した事業運営となるよう、引き続き検討を進める。 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の向上及び健康づくりのため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。 |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| <p>【重要度：高】</p> <p>無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業は、船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を担っており、陸から隔離された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所となる取組となるため重要度が高い。</p> <p>⑨ サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>加入者・船舶所有者からの相談・照会に迅速に対応できるようコールセンターを設置する。</u> ・<u>コールセンターによる相談で多言語化対応を行うとともに、各種記入の手引きの多言語化を検討するなど、国際化への対応を進める。</u> ・<u>マイナ保険証の問い合わせに対し、専門的に対応する体制を整え、加入者の利便性の向上を図る。</u> ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、そのほかのニーズも踏まえて、サービス向上委員会において対応策を検討する等、更なるサービス向上を図る。 <p>(2) 戦略的保険者機能</p> <p>① 6年計画である第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画について、<u>3</u>年度目の取組を着実に実施する。</p> <p>i) 特定健康診査等の推進 <u>(健診内容等の拡充)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>若年層を対象とした節目健診（20歳・25歳・30歳）を創設するとともに、検査項目の追加等（骨粗鬆症検査を40歳以上の女性を対象に実施、子宮頸がん検査の対象年齢を40歳以上から20歳以上へ引下げ）、被扶養者に対する健診の充実（生活習慣病予防健診の対象年齢を40歳以上から35歳以上へ引下げ）、前立腺がん検査</u> | <p>【重要度：高】</p> <p>無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業は、船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を担っており、陸から隔離された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所となる取組となるため重要度が高い。</p> <p>⑨ サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、そのほかのニーズも踏まえて、サービス向上委員会において対応策を検討する等、更なるサービス向上を図る。 <p>(2) 戦略的保険者機能</p> <p>① 6年計画である第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画について、<u>2</u>年度目の取組を着実に実施する。</p> <p>i) 特定健康診査等の推進</p> |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|---|---|
| <p><u>の自己負担を無料化する等、健診事業の一層の充実を図る。</u></p> <p>(生活習慣病予防健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>協会支部とも連携しつつ、生活習慣病予防健診実施機関（船員手帳の健康証明ができる医師）の拡充に向けた取組を実施する。</u> ・ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズ（場所、時間帯など）に基づく、健診車を活用した巡回健診を拡充する。 ・ 基本的な健診項目にがん検診がセットで提供されること等に関する情報について効果的な広報活動を行う。また、未受診者には生活習慣病予防健診の具体的なメリットを丁寧に説明し、受診を積極的に勧奨する。 <p>(船員手帳健康証明書データ取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き船舶所有者へ国土交通省と連携した提供依頼を行い、提出の促進を図る。また、健康証明書データの取得に協力いただける各種関係団体とも連携し、提出率の向上を図る。 ・ <u>国土交通省が検討している健康証明書様式の見直し（現行の3枚→1枚）の動向を踏まえ、船舶所有者の事務負担軽減を図り、より円滑にデータ取得ができる運用方法について検討する。</u> <p>(被扶養者の特定健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者の特定健診について、地方自治体及び支部との密接な連携を図り、がん検診との同時受診を推進する等により健診受診の機会を拡充する。 ・ 健診受診の必要性を周知するための広報活動を強化するとともに、未受診者の特性に応じたセグメント別の受診勧奨を行い、健診受診が習慣となるよう意識の醸成を図る。 | <p>(生活習慣病予防健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診実施機関（船員手帳の健康証明ができる医師）の拡充に向けた取組を実施する。 ・ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズ<u>を詳細に把握し</u>、健診車を活用した巡回健診を拡充する。 ・ 基本的な健診項目にがん検診がセットで提供されること等に関する情報について効果的な広報活動を行う。また、未受診者には生活習慣病予防健診の具体的なメリットを丁寧に説明し、受診を積極的に勧奨する。 <p>(船員手帳健康証明書データ取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き船舶所有者へ国土交通省と連携した提供依頼を行い、提出の促進を図る。また、健康証明書データの取得に協力いただける各種関係団体とも連携し、提出率の向上を図る。 ・ <u>インターネットによる健康証明書の提出方法について、検討を進める。</u> <p>(被扶養者の特定健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者の特定健診について、地方自治体及び支部との密接な連携を図り、がん検診との同時受診を推進する等により健診受診の機会を拡充する。 ・ 健診受診の必要性を周知するための広報活動を強化するとともに、未受診者の特性に応じたセグメント別の受診勧奨を行い、健診受診が習慣となるよう意識の醸成を図る。 |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| | <u>(健診内容等の見直し)</u> ・ <u>若年層を対象とした節目健診の創設等、健診事業の一層の充実を図るため、2026（令和8）年度以降の実施にむけて準備を進める。</u> |
| <p>【重要度：高】</p> <p>船員保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> | <p>【重要度：高】</p> <p>船員保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> |
| <p>【困難度：高】</p> <p>船員が多く居住している地域には、人口の少ない地域が含まれるため、生活習慣病予防健診の指定機関が自宅近隣に存在しないケースが多い。さらに、これらの地域は医療機関の数自体が限られているため、新たに指定機関を拡大することも困難な状況となっており、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、船員保険の船舶所有者は被保険者数が9人以下の中小規模の船舶所有者がおよそ8割を占めており、1船舶所有者あたりの特定健診対象者が少ないと加えて、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び船舶所有者との距離が大きく、特定健診の受診に関する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> | <p>【困難度：高】</p> <p>船員が多く居住している地域には、人口の少ない地域が含まれるため、生活習慣病予防健診の指定機関が自宅近隣に存在しないケースが多い。さらに、これらの地域は医療機関の数自体が限られているため、新たに指定機関を拡大することも困難な状況となっており、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、船員保険の船舶所有者は被保険者数が9人以下の中小規模の船舶所有者がおよそ8割を占めており、1船舶所有者あたりの特定健診対象者が少ないと加えて、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び船舶所有者との距離が大きく、特定健診の受診に関する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> |
| <p>■ KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を <u>53.0%</u>以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を <u>21.0%</u>以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>36.0%</u>以上とする ④ 健診実施者数の対前年度増減率を健診対象者数の</p> | <p>■ KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を <u>52.0%</u>以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を <u>19.0%</u>以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>34.0%</u>以上とする ④ 健診実施者数の対前年度増減率を健診対象者数の</p> |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| 対前年度増減率以上とする | 対前年度増減率以上とする |
| <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施機関に対し、健診、保健指導を<u>一体的に実施</u>できる体制の構築を促進するため、健診当日<u>における</u>初回面談の実施を一層推進する。 ・ 特定保健指導利用券発送後、電話による利用勧奨を行う。また、これらのプロセスを通じて利用傾向を把握し、利用環境の改善につなげる機会とする。 ・ ICT を活用した特定保健指導について、改善効果に十分に留意しつつ、<u>その活用を一層促進し、受診者の利便性向上</u>を図る。 ・ 2024（令和6）年度から開始された第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者の QOL の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（30%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>船員の勤務形態には、乗船中一定期間陸上から離れることや、船員法に基づく厳格な労働時間管理（当直を含む）および休息時間の運用が求められる特殊な労働環境が含まれている。このため、保健指導を受ける機会の調整が難しく、保健指導につながりにくい状況となっていることから、KPI の達成</p> | <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施機関に対し、健診、保健指導を<u>一貫して行うことができる</u>体制の構築を促進するため、健診当日<u>の</u>初回面談の実施を<u>より</u>一層推進する。 ・ 特定保健指導利用券発送後、電話による利用勧奨を行う。また、これらのプロセスを通じて利用傾向を把握し、利用環境の改善につなげる機会とする。 ・ ICT を活用した特定保健指導について、改善効果に十分に留意しつつ<u>利用を促進し利便性の</u>向上を図る。 ・ 2024（令和6）年度から開始された第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者の QOL の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（30%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>船員の勤務形態には、乗船中一定期間陸上から離れることや、船員法に基づく厳格な労働時間管理（当直を含む）および休息時間の運用が求められる特殊な労働環境が含まれている。このため、保健指導を受ける機会の調整が難しく、保健指導につながりにくい状況となっていることから、KPI の達成</p> |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|---|---|
| <p>は難しく、困難度が高い。</p> <p>また、船員保険の船舶所有者は被保険者数が9人以下の中小規模の船舶所有者がおよそ8割を占めており、1船舶所有者あたりの特定保健指導の対象者が少ないと加えて、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び船舶所有者との距離が大きく、特定保健指導診の実施に関する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>22.0%</u>以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>27.0%</u>以上とする ③ 特定保健指導実施者数の対前年度増減率を特定保健指導対象者数の対前年度増減率以上とする</p> | <p>は難しく、困難度が高い。</p> <p>また、船員保険の船舶所有者は被保険者数が9人以下の中小規模の船舶所有者がおよそ8割を占めており、1船舶所有者あたりの特定保健指導の対象者が少ないと加えて、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び船舶所有者との距離が大きく、特定保健指導診の実施に関する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>19.0%</u>以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>26.0%</u>以上とする ③ 特定保健指導実施者数の対前年度増減率を特定保健指導対象者数の対前年度増減率以上とする</p> |
| <p>iii) 加入者の健康意識向上に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。また、より効果的な情報提供ができるよう当該取組の効果検証を実施する。 ・加入者自身やその家族の心身の健康等について、いつでも気軽に相談できる窓口として電話健康相談サービスを提供する。 ・自身の健診結果閲覧、健康記事の閲覧、協会からのお知らせ閲覧といった機能を有する<u>船員保険健康</u>アプリを着実に運用するとともに、<u>健診受診者に対する登録勧奨等を行い</u>、当該アプリの登録者数の拡大を図る。 <p>■ <u>KPI : 船員保険健康アプリの登録者数を 3,400 人以上とする</u></p> | <p>iii) 加入者の健康意識向上に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。また、より効果的な情報提供ができるよう当該取組の効果検証を実施する。 ・加入者自身やその家族の心身の健康等について、いつでも気軽に相談できる窓口として電話健康相談サービスを提供する。 ・自身の健診結果閲覧、健康記事の閲覧、協会からのお知らせ閲覧といった機能を有するアプリを着実に運用するとともに、当該アプリの<u>機能拡張及び登録者数の拡大</u>を図る。 |
| <p>iv) 加入者の禁煙に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、 | <p>iv) 加入者の禁煙に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、 |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| <p>実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>オンライン禁煙プログラム参加者の健診データ等を分析し、喫煙者に対して効果的な禁煙勧奨通知を送付する。</u> ・「たばこの害」に関する認知度向上の施策を実施する。特に漁船については、関係省庁や<u>漁業協同組合等関係団体</u>との連携を図る。 | <p>実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙者に対して<u>個別の禁煙勧奨通知を送付する。</u> ・ 「たばこの害」に関する認知度向上の施策を実施する。特に漁船については関係省庁や<u>漁業協同組合</u>との連携を図る。 |
| <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン禁煙プログラムの推進は、生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要である。また、船員保険加入者の喫煙率は健康保険組合加入者よりも高く、国の成長戦略の一つとして保険者の実施が義務付けられているデータヘルス計画に含まれており、重要度が高い。</p> | <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン禁煙プログラムの推進は、生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要である。また、船員保険加入者の喫煙率は健康保険組合加入者よりも高く、国の成長戦略の一つとして保険者の実施が義務付けられているデータヘルス計画に含まれており、重要度が高い。</p> |
| <p>■ KPI：オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を100人以上とする(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)</p> | <p>■ KPI：オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を100人以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)</p> |
| <p>v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した「健康度カルテ」を提供する。 ・若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、船員養成校の学生を対象に、<u>船員養成校からの要望を踏まえつつ、専門の講師による特別講義を着実に開催する。</u> ・運動、食事、メンタルヘルス、歯の健康等、船上での健康づくりに役立つ<u>様々な情報を掲載した広報物を作成し</u>船舶所有者へ提供する。 | <p>v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した「健康度カルテ」を提供する。 ・若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、船員養成校の学生を対象に、専門の講師による特別講義を着実に開催する。 ・運動、食事、メンタルヘルス、歯の健康等、船上での健康づくりに役立つ<u>様々な情報を掲載した広報物を作成し</u>船舶所有者へ提供する。 |
| <p>vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省、水産庁、経済産業省、厚生労働省等と連携し、「船員の健康づくり宣言」の浸透を進め、また、支援メニューの拡充を図ることで自社船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を | <p>vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省、経済産業省、厚生労働省、水産庁等と連携し、「船員の健康づくり宣言」の浸透を進め、また、支援メニューの拡充を図ることで自社船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|---|
| 支援するとともに、船舶所有者訪問等により参加船舶所有者数の拡大を図る。 | 支援するとともに、船舶所有者訪問等により参加船舶所有者数の拡大を図る。 |
| 【重要度：高】 | 【重要度：高】 |
| <p><u>急速に少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少によって、あらゆる産業において働き手不足への対策が急務である中、我が国の船員については、近年、有効求人倍率が大きく上昇するなど、その不足がより深刻化している。深刻化する船員不足に対応し将来にわたって安定的に船員を確保していくため、保険者として船員の健康づくりを推進し職場環境の向上に寄与することを通じて人材確保を側面から後押ししていくことの重要性が高まっている。また、日本健康会議の宣言において「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</u></p> | <p><u>少子高齢化が進み、現役世代（担い手）が減少する中、2040（令和22）年を見通すと団塊ジュニア世代が65歳を超え、これまで経験したことのない人口構造の局面へと向かっていく。懸念される働き手不足への対策が急務であり、保険者として船員の健康づくりを推進し職場環境の向上に寄与することを通じて人材確保を側面から後押ししていくことの重要性が高まっている。また、日本健康会議の宣言において「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</u></p> |
| 【困難度：高】 | 【困難度：高】 |
| <p>船員の健康管理については、健康証明書を通じた船員個人による健康管理が中心であったため、船舶所有者が船員の健康管理及び健康づくりを行うという意識や関心が薄い船舶所有者が多い状況<u>は2019（令和元年）度及び2023（令和5年）度の加入者アンケート結果において同様であり</u>、コラボヘルスに参加する船舶所有者を増やすことは、困難度が高い。</p> | <p>船員の健康管理については、健康証明書を通じた船員個人による健康管理が中心であったため、船舶所有者が船員の健康管理及び健康づくりを行うという意識や関心が薄い船舶所有者が多い状況<u>にあるため</u>、コラボヘルスに参加する船舶所有者を増やすことは、困難度が高い。</p> |
| <p>■ KPI：「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者の増加数を対前年度60社以上とする ※ 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標値（2029（令和11）年度の「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数550社以上）を達成するため毎年度60社以上の増加を目指す。</p> <p>② ジェネリック医薬品等の使用促進 ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けて、数量ベース、金</p> | <p>■ KPI：「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者の増加数を対前年度60社以上とする ※ 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標値（2029（令和11）年度の「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数550社以上）を達成するため毎年度60社以上の増加を目指す。</p> <p>② ジェネリック医薬品等の使用促進 ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けて、<u>国からは</u>数量ベ</p> |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| <p>額ベースの使用割合の数値目標を踏まえ、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等の広報を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進について、引き続き船員保険における実態等を調査<ins>するとともに、加入者に対してバイオシミラーについて周知広報を行う。</ins> <p>【重要度：高】</p> <p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和 11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%とする主目標並びにバイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> | <p>ースでの使用割合の数値目標が示されているところであるが、新たに金額ベースの使用割合の数値目標が示されたことを踏まえ<ins>た上で</ins>、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等の広報を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進について、<ins>国の方針を踏まえ、2024（令和 6）年度に</ins>引き続き船員保険における実態等を調査<ins>し、効果的な事業実施につなげる。</ins> <p>【重要度：高】</p> <p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和 11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%とする主目標並びにバイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p><ins>ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）はすでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の新目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や加入者への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要がある。これに加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラー使用促進については、医薬品の供給不足など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</ins></p> |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| <p>■ KPI : ① 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※1）を年度末時点 で対前年度以上とする ② 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※2）を年度末時点 で対前年度以上とする</p> <p>（※1）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合。下記の式により算出。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> $\frac{\text{〔後発医薬品の数量〕}}{\text{〔後発医薬品がある先発医薬品の数量〕} + \text{〔後発医薬品の数量〕}}$ </div> <p>（※2）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合。下記の式により算出。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> $\frac{\text{〔後発医薬品の金額〕}}{\text{〔後発医薬品がある先発医薬品の金額〕} + \text{〔後発医薬品の金額〕}}$ </div> | <p>■ KPI : ① 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※1）を年度末時点 で対前年度以上とする ② 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※2）を年度末時点 で対前年度以上とする</p> <p>（※1）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合。下記の式により算出。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> $\frac{\text{〔後発医薬品の数量〕}}{\text{〔後発医薬品がある先発医薬品の数量〕} + \text{〔後発医薬品の数量〕}}$ </div> <p>（※2）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合。下記の式により算出。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> $\frac{\text{〔後発医薬品の金額〕}}{\text{〔後発医薬品がある先発医薬品の金額〕} + \text{〔後発医薬品の金額〕}}$ </div> |
| <p>③ 情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 透明性の高い事業運営及びマスメディアを活用した広報の強化を図るため、船員保険事業に係るプレスリリースや業界新聞への取材依頼等を積極的に実施する。 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施 | <p>③ 情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 透明性の高い事業運営及びマスメディアを活用した広報の強化を図るため、船員保険事業に係るプレスリリースを積極的に実施する。 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施 |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| <p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全面リニューアルしたホームページについて、利用者目線に立ち、掲載内容等工夫し、更に利便性やわかりやすさを向上させる。</u> ・ メールマガジン及び船員保険健康アプリによるお知らせ配信の内容を充実し、利用者をより一層拡大する。 ・ 船員の健康づくりに船舶所有者と一緒に取り組む船員健康づくりサポーターを<u>増や</u>し、船員の健康づくりに関する情報等を浸透させる。 ・ 船舶所有者に対し直接的に広報を実施する手段としてニーズを踏まえたオンラインによる事務説明会を適宜開催する。 ・ <u>外国人船員に対応するため、ホームページや広報物等において多言語での情報提供に努める。</u> | <p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ホームページについては、利用者にとって有益な情報をタイムリーに掲載する。また、ホームページの更なる利便性やわかりやすさ向上のため、全面リニューアルに向けた作業を着実に進める。</u> ・ メールマガジン及び船員保険健康アプリによるお知らせ配信の内容を充実し、利用者をより一層拡大する。 ・ 船員の健康づくりに船舶所有者と一緒に取り組む船員健康づくりサポーターを<u>募集</u>し、船員の健康づくりに関する情報等を浸透させる。 ・ 船舶所有者に対し直接的に広報を実施する手段としてニーズを踏まえたオンラインによる事務説明会を適宜開催する。 |
| <p>■ KPI :</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ホームページ<u>閲覧者数（1日当たりホームページを訪れた人数）</u>を対前年度以上とする ② 船員保険健康アプリを活用し、毎月情報発信を行う ③ 船員健康づくりサポーターの委嘱者数を対前年度以上とする | <p>■ KPI :</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ホームページへの<u>アクセス総件数</u>について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする ※ ホームページアクセス数集計ツール仕様変更に伴いアクセス数の集計方法が2023(令和5)年度より変更となったため、2022(令和4)年度以前の数値は除外する。 ② 船員保険健康アプリを活用し、毎月情報発信を行う ③ 船員健康づくりサポーターの委嘱者数を対前年度以上とする |
| <p>④ 調査・研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和7年度に実施した睡眠に関する基礎分析をもとに、睡眠とメンタルヘルス、生活習慣病に関する分析や実態調査等を行い、次年度以降の事業展開に向けた検討を行う。</u> | <p>④ 調査・研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>引き続き、船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等を用いて基礎分析を行うとともに、船員特有の健康課題を把握し、新たな事業につなげていくことを目指した分析手法等の検討を進める。</u> |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|---|--|
| | <p style="color: red;">【困難度：高】</p> <p style="color: red;">医療費や健診結果等のビッグデータから船員特有の健康課題を把握するには、統計・データ分析に関する知識に加え、船員の特殊性に関する知識も必要となる。また、加入者の健康づくりに寄与できる事業を効果的効率的に現行の船員保険事業へ落とし込むことを想定した上で、仮説を立て、分析方法や手法、調達等の一連をデザインした調査・研究を行うことは困難度が高い。</p> |
| <p>(3) 組織・運営体制の強化</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 <p>② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。 ・加えて、更なる保険者機能の発揮に必要となる能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の体系や内容等の見直しを引き続き検討する。 ・その他、受講者参加型のオンライン研修や e ラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。 | <p>(3) 組織・運営体制の強化</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 ・更なる保険者機能の強化・発揮に向け組織の強化を図るため、職員の能力・適正に応じた働き方ができるよう人事制度の見直しを行い、協会の理念を実現する職員の育成を推進する。 <p>② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。 ・加えて、更なる保険者機能の発揮に必要となる能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の体系や内容等の見直しを引き続き検討する。 ・その他、受講者参加型のオンライン研修や e ラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。 |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|---|--|
| <p>③ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び船舶所有者のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。 ・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、<u>多様な人材が活躍できる職場環境づくり</u>に取り組む。 | <p>③ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び船舶所有者のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。 ・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、<u>年次有給休暇や育児休業の取得促進</u>に取り組む。 |
| <p>④ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>社内報を通じて、本部・支部の取組などを共有し、組織内の情報発信の強化及びコミュニケーションの促進を図る。</u> | <p>④ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>本部の主要課題や支部の取組の好事例などを広く職員が共有できるよう社内報を発行し、組織内の情報発信の強化に取り組む。</u> |
| <p>⑤ 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を<u>進める</u>。 ・的確な業務遂行のため自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。 ・適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。 ・階層別研修やe ラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 | <p>⑤ 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を<u>拡充</u>する。 ・的確な業務遂行のため自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。 ・適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。 ・階層別研修やe ラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 |
| <p>⑥ 個人情報保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・<u>定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等</u> | <p>⑥ 個人情報保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・<u>個人情報保護管理体制の現状把</u> |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|---|
| <p><u>について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。</u></p> <p>⑦ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、コンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・定期的なリスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。 ・本部・支部の相談窓口（外部のコンプラほっとラインを含む。）に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し、必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。 <p>⑧ 災害等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 ・業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。 <p>⑨ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。 <p>⑩ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 | <p><u>握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。</u></p> <p>⑦ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、コンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ・外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し、必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。 <p>⑧ 災害等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 ・業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。 <p>⑨ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。 <p>⑩ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 調達に当たって、<u>少額随意契約の基準額</u>を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>⑪ システム関連の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>新たな船員保険システムの安定稼働を確保し、加入者サービスの向上、業務の効率化、事務処理誤りの防止及びコストの軽減等を図る。</u> 法律改正、制度改正に対し、関係各所と調整しながら確実な要件定義を行い、適切なシステムを構築する。 | <ul style="list-style-type: none"> 調達に当たって、<u>100万円</u>を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>⑪ システム関連の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>実現するための船員保険システムの刷新、電子申請システムの導入については、進捗管理を徹底し、2026（令和8）年1月のサービスイン（稼働開始）を確実に実施する。</u> 法律改正、制度改正に対し、関係各所と調整しながら確実な要件定義を行い、適切なシステムを構築する。 |

| 新（令和8年度） | | | 旧（令和7年度） | | |
|------------------------|--|--|------------------------|--|---|
| KPI一覧表 | | | KPI一覧表 | | |
| (1) 基盤的保険者機能 | | | (1) 基盤的保険者機能 | | |
| 具体的施策 | KPI | 現状 | 具体的施策 | KPI | 現状 |
| ④ 効果的なレセプト点検の推進 | <p>被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする (※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定(減額)した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数</p> | 令和5年度末： <u>226.8</u> 円 令和6年度末： <u>194.4</u> 円 | ④ 効果的なレセプト点検の推進④ | <p>被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする (※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定(減額)した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数</p> | 令和4年度末： <u>176.3</u> 円 令和5年度末： <u>226.8</u> 円 |
| ⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 | <p>① 現年度の返納金債権の回収率について、過去3年度の平均値以上とする</p> <p>② 過年度の返納金債権の回収率について、過去3年度の平均値以上とする</p> | ① 令和4年度末： <u>67.5</u> % 令和5年度末： <u>87.6</u> % 令和6年度末： <u>84.2</u> % 上記3年度の平均値： <u>79.8</u> % ② 令和4年度末： <u>16.0</u> % 令和5年度末： <u>13.7</u> % | ⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 | ① 現年度の返納金債権の回収率について、過去3年度の平均値以上とする ② 過年度の返納金債権の回収率について、過去3年度の平均値以上とする | ① 令和3年度末： <u>80.3</u> % 令和4年度末： <u>67.5</u> % 令和5年度末： <u>87.6</u> % 上記3年度の平均値： <u>78.5</u> % ② 令和3年度末： <u>9.0</u> % 令和4年度末： <u>16.0</u> % |

| 新（令和8年度） | | 旧（令和7年度） |
|---|---|---|
| | <p>令和<u>6</u>年度末： <u>6.4%</u> 上記3年度の平均 値：<u>12.0%</u></p> <p>⑥ 制度の利用促進 ① 高額療養費の勧奨に 占める申請割合につい て、過去3年度の平均値 以上とする。</p> <p>② 職務上の上乗せ給付 等の勧奨に占める申請割 合について、過去3年度 の平均値以上とする</p> | <p>令和<u>5</u>年度末： <u>13.7%</u> 上記3年度の平均 値：<u>12.9%</u></p> <p>⑥ 制度の利用促進 ① 高額療養費の勧奨に 占める申請割合につい て、過去3年度の平均値 以上とする。</p> <p>② 職務上の上乗せ給付 等の勧奨に占める申請割 合について、過去3年度 の平均値以上とする</p> |
| ⑥ 制度の利用促進 ① 高額療養費の勧奨に 占める申請割合につい て、過去3年度の平均値 以上とする。 | <p>① 令和<u>4</u>年度末： <u>81.5%</u> 令和<u>5</u>年度末： <u>84.1%</u> 令和<u>6</u>年度末： <u>81.7%</u> 上記3年度の平均 値：<u>82.4%</u></p> <p>② 令和<u>4</u>年度末： <u>84.2%</u> 令和<u>5</u>年度末： <u>84.7%</u> 令和<u>6</u>年度末： <u>87.0%</u> 上記3年度の平均 値：<u>85.3%</u></p> | <p>① 令和<u>3</u>年度末： <u>75.8%</u> 令和<u>4</u>年度末： <u>81.5%</u> 令和<u>5</u>年度末： <u>84.1%</u> 上記3年度の平均 値：<u>80.5%</u></p> <p>② 令和<u>3</u>年度末： <u>83.3%</u> 令和<u>4</u>年度末： <u>84.2%</u> 令和<u>5</u>年度末： <u>84.7%</u> 上記3年度の平均 値：<u>84.1%</u></p> |

| 新（令和8年度） | | | 旧（令和7年度） | | |
|----------------------|---|---|----------------------|---|---|
| (2) 戦略的保険者機能 | | | (2) 戦略的保険者機能 | | |
| 具体的施策 | KPI | 現状 | 具体的施策 | KPI | 現状 |
| ① i) 特定健康診査等の推進 | <p>① 生活習慣病予防健診受診率を <u>53.0%</u>以上とする</p> <p>② 船員手帳健康証明書データ取得率を <u>21.0%</u>以上とする</p> <p>③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>36.0%</u>以上とする</p> <p>④ 健診実施者数の対前年度増減率を健診対象者数の対前年度増減率以上とする</p> | <p>① 令和<u>6</u>年度末： <u>48.4%</u></p> <p>② 令和<u>6</u>年度末： <u>15.9%</u></p> <p>③ 令和<u>6</u>年度末： <u>30.8%</u></p> <p>④ <u>令和6年度末</u> <u>(生活)実施者</u> <u>0.52%減</u> > <u>対象者</u> <u>0.65%減</u> <u>(特定)実施者</u> <u>2.80%減</u> > <u>対象者</u> <u>5.13%減</u></p> | ① i) 特定健康診査等の推進 | <p>① 生活習慣病予防健診受診率を <u>52.0%</u>以上とする</p> <p>② 船員手帳健康証明書データ取得率を <u>19.0%</u>以上とする</p> <p>③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>34.0%</u>以上とする</p> <p>④ 健診実施者数の対前年度増減率を健診対象者数の対前年度増減率以上とする</p> | <p>① 令和<u>5</u>年度末： <u>48.3%</u></p> <p>② 令和<u>5</u>年度末： <u>15.6%</u></p> <p>③ 令和<u>5</u>年度末： <u>30.0%</u></p> <p>④ <u>新設</u></p> |
| ① ii) 特定保健指導の実施率の向上 | <p>① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>22.0%</u>以上とする</p> <p>② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>27.0%</u>以上とする</p> <p>③ 特定保健指導実施者数の対前年度増減率を特定保健指導対象者数の対前年度増減率以上とする</p> | <p>① 令和<u>6</u>年度末： <u>14.5%</u></p> <p>② 令和<u>6</u>年度末： <u>26.9%</u></p> <p>③ <u>令和6年度末</u> <u>(被保)実施者</u> <u>4.93%減</u> < <u>対象者</u> <u>0.75%減</u></p> | ① ii) 特定保健指導の実施率の向上 | <p>① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>19.0%</u>以上とする</p> <p>② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>26.0%</u>以上とする</p> <p>③ 特定保健指導実施者数の対前年度増減率を特定保健指導対象者数の対前年度増減率以上とする</p> | <p>① 令和<u>5</u>年度末： <u>15.1%</u></p> <p>② 令和<u>5</u>年度末： <u>26.0%</u></p> <p>③ <u>新設</u></p> |

| 新（令和8年度） | | 旧（令和7年度） |
|------------------------|---|--|
| | (被扶)実施者 3.13%増>対象者 0.41%減 | |
| ①iii) 加入者の健康意識向上に対する支援 | 船員保険健康アプリの登録者数を3,400人以上とする | 新設 |
| ①iv) 加入者の禁煙に対する支援 | オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を100人以上とする（ただし、当該年度中にプログラムが終了した者） | 令和6年度末： <u>67</u> 人 |
| ①vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進 | 「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者の増加数を対前年度60社以上とする ※ 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標値（令和11年度の「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数550社以上）を達成するため毎年度60社以上の増加を目指す。 | 令和6年度： <u>85</u> 社増 |
| | ①iv) 加入者の禁煙に対する支援 | オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を100人以上とする（ただし、当該年度中にプログラムが終了した者） |
| ①vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進 | 「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者の増加数を対前年度60社以上とする ※ 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標値（令和11年度の「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数550社以上）を達成するため毎年度60社以上の増加を目指す。 | 令和5年度： <u>135</u> 社増 |

| 新（令和8年度） | | 旧（令和7年度） | |
|---|--|---|---|
| <p>② ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>① 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※1）を年度末時点で対前年度以上とする</p> <p>② 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※2）を年度末時点で対前年度以上とする</p> <p>（※1）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合。 〔後発医薬品の数量〕 / ([後発医薬品がある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出。</p> <p>（※2）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合。 〔後発医薬品の金額〕 / ([後発医薬品がある先発医薬品の金額] + [後発医薬品の金額]) で算出。</p> | <p>① 令和6年度末： <u>90.6%</u></p> <p>② <u>令和6年度末：</u> <u>71.5%</u></p> | <p>② ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>① 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※1）を年度末時点で対前年度以上とする</p> <p>② 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※2）を年度末時点で対前年度以上とする</p> <p>（※1）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合。 〔後発医薬品の数量〕 / ([後発医薬品がある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出。</p> <p>（※2）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合。 〔後発医薬品の金額〕 / ([後発医薬品がある先発医薬品の金額] + [後発医薬品の金額]) で算出。</p> | <p>① 令和5年度末： <u>86.1%</u></p> <p>② 新設</p> |

| 新（令和8年度） | | 旧（令和7年度） | |
|---|---|---|--|
| <p>③ 情報提供・広報の充実</p> <p>① ホームページ閲覧者数（1日当たりホームページを訪れた人数）を対前年度以上とする</p> <p>② 船員保険健康アプリを活用し、毎月情報発信を行う</p> <p>③ 船員健康づくりセンターの委嘱者数を対前年度以上とする</p> | <p>① 新設</p> <p>② 毎月発信</p> <p>③ 令和6年度末： 284名</p> | <p>③ 情報提供・広報の充実</p> <p>① ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする ※ ホームページアクセス数集計ツール仕様変更に伴いアクセス数の集計方法が令和5年度より変更となったため、令和4年度以前の数値は除外する。</p> <p>② 船員保険健康アプリを活用し、毎月情報発信を行う</p> <p>③ 船員健康づくりセンターの委嘱者数を対前年度以上とする</p> | <p>① 令和5年度： 1,075,580件</p> <p>② 新設</p> <p>③ 新設</p> |